

事務連絡
令和4年7月6日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山崎 篤 男

I C T建設機械の認定制度について（情報提供）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省では、建設生産システム全体の生産性向上を図るため、I C T等を用いた効率的な施工を目指す「i-Construction」が推進されているところですが、このような中、I C T施工の中小企業等への普及を加速させるため、標記制度に関して、別添のとおり情報提供がありましたので、お知らせいたします。

標記制度は、建設機械に後付けで装着する機器を含めた必要な機能を有する建設機械を認定する制度であり、施工企業が安心してI C T建設機械を選定・導入できるメリットが期待されています。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

添付資料

- ・別添1 記者発表資料
- ・別添2 I C T建設機械等の認定に関する規程
- ・別添3 I C T建設機械認定制度のQ&A

国交省HP

https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo15_hh_000330.html

【担当】事業部 沖村

TEL : 03-3551-9396

FAX : 03-3555-3218

E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp